

ボランティア応援企業等マッチング事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ボランティア応援企業等マッチング事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 活動のための物品を必要としているボランティア活動団体等(以下「希望者」という。)と、それらを提供し活動を支援する企業等(以下「提供者」という。)を愛媛県が仲介することにより、県内のボランティア活動の活性化を支援し、助け合い・支え合いの地域づくりに資することを目的とする。

(物品の種類)

第3条 仲介する物品について、次のものは対象外とする。

- (1) 現金、貴金属類、証券等、またはそれに相当するもの
- (2) 物品を利用することにより、政治・宗教に関わりをもつと誤解されるおそれのあるもの
- (3) 危険物(有害な薬品、爆発物等)
- (4) 物品を提供する企業・事業所の所有物でないもの
- (5) その他、愛媛県がふさわしくないと判断するもの

(仲介の手続き等)

第4条 物品仲介の手続き等は次のとおりとする。

- (1) 提供者は、物品に関する情報を、愛媛県に提供する。
- (2) 希望者は、必要としている物品の情報を、愛媛県に提供する。
- (3) 愛媛県は、提供する物品と必要としている物品の情報を公開し、仲介を行う。
- (4) 愛媛県は、仲介に当たり市町と連携する。
- (5) 提供者と希望者は受け渡しに関する交渉を直接行い、両者が合意すれば物品提供が成立する。
- (6) 希望者は、物品提供成立後、愛媛県に報告する。

(希望者の条件)

第5条 希望者は、「愛媛ボランティアネット」の「ボランティア活動団体・受入施設」の登録を完了している者に限る。ただし、愛媛県が不適当と認めた場合は、物品の仲介を行わないことがある。

(実施上の注意事項)

第6条 提供者・希望者は次のことに注意し、事業を実施するものとする。

- (1) 提供する物品は、愛媛県では預からない。提供者で管理・保管する。
- (2) 提供する物品の運搬等に係る費用については、提供者・希望者で相談し、決定する。
- (3) 提供成立後の物品破損等のトラブルに、愛媛県は関与しない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年3月1日から施行する。